

## ローンカード規定

### 1. (各種カードの発行)

各種カードローン契約書(当座貸越契約書)に基づき発行するローンカード(以下、総称して「カード」といいます。)については、この規定により取り扱います。

### 2. (カードの利用)

カードは次の場合に利用することができます。

(1) 当金庫または当金庫と業務提携をした信用金庫(以下、「提携金庫」といいます。)、またはゆうちょ銀行、セブン銀行等で利用する場合

① 当金庫または提携金庫、またはゆうちょ銀行、セブン銀行等に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等(以下、「自動機」といいます。)を利用したカードローンの借入れならびに残高照会、当金庫の自動機による返済

② 当金庫の窓口におけるカードローンの借入れならびに返済

(2) 当金庫と業務提携をした金融機関(提携金庫を除く。以下、「提携金融機関」といいます。)で利用する場合提携金融機関に設置の自動機を利用したカードローンの借入れならびに残高照会

### 3. (自動機利用手数料等)

(1) 自動機を使用して借入する場合および返済する場合は、当金庫または提携先所定の自動機の利用に関する手数料をお支払いいただきます。

(2) 前項の手料金は、借入れ、返済時にローン口座から自動的に貸越しのうえ引き落としします。

なお、提携先の手料金は、当金庫から提携先に支払います。

### 4. (お借入れ)

(1) 自動機を使用して借入れをする際は、自動機の画面表示等の操作手順に従って自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。

(2) 自動機による借入れは1千円単位とし、1回あたりの借入金額はその自動機の取扱い範囲内とします。

(3) 借入れの際、借入金額と前条の自動機利用手数料の合計額が借入限度をこえるときは、その借入れはできません。

### 5. (随時のご返済)

(1) このカードにより、随時、借入れを返済することができます。

(2) 自動機を使用して返済をする際は、自動機の画面表示の操作手順に従って自動機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

(3) 自動機による返済は1千円単位とし、1回の返済額はその自動機の取扱い範囲内とします。

(4) 窓口において返済する際は、返済口座の通帳とカードとともに当金庫所定の用紙に返済口座の番号、氏名、金額を記入し、お届け印を押印のうえ提出してください。

### 6. (利用明細票)

カードによる取引きのつど、その内容を記載した取引明細票を発行します。

### 7. (機械故障等)

(1) 自動機の故障・停電等の場合、当金庫ならびに提携先ではお取扱いを一時停止することがあります。

(2) 自動機による返済ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫の窓口で返済してください。

(3) 自動機による借入れができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫が別に定めた金額を限度として、当金庫の窓口でカードにより出金することができます。

この借入れをする際は、カードとともに当金庫所定の用紙にカードの口座番号、氏名、金額および届出の暗証番号を記入して提出してください。

この場合、所定の用紙に住所等の記入を求めることがあります。

### 8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、本人から直ちに書面によって、当金庫に届け出てください。

なお、氏名に変更があった際は、カードを返却してください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 9. (カード・暗証番号の管理等)

(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合は、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入停止の措置を講じます。

なお、当金庫の自動機を使用して、お届けの暗証番号を変更することもできます。

この場合、前条の定めにかかわらず、書面の提出は不要とします。

(2) 当金庫は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取り扱いました場合は、カードまたは暗証番号につ

いて偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携金庫・提携金融機関は責任を負いません。

(3) 当金庫の窓口においてカードを確認し、借入手続に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、取り扱いました場合にも、前項と同様とします。

#### 10. (解約等)

(1) 普通預金口座（返済用）を解約する場合、またはカードの利用を取りやめる場合は、カードを当金庫に返却してください。

なお、貸越残高のある場合は、完済されるまで普通預金口座（返済用）の解約を延期させていただきます。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。

この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにカードを当金庫に返却してください。

#### 11. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡・質入れまたは貸与することができません。

#### 12. (カードの再発行)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後になります。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

#### 13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書、キャッシュカード規定、普通預金口座（返済用）の預金規定により取り扱います。

#### 14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 15. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上